

南労会支部 介護事業へのご協力を訴えます

2013年3月11日、港合同と南労会支部は歴史的な日を迎えました。22年間に及んだ長期の闘いが解決をしました。7月13日には闘争勝利報告集会が多く参加者の下で盛大に行なわれました。

振り返れば南労会支部は、NPOみなとの介護事業部門として、田中機械支部の協力を得て、構内にケアセンターを設立し、被解雇者の資格を最大限活用し、個々の能力を有効に生かし、ディサービス、訪問介護サービスを行ないながら、闘争と事業を両立させてきました。

このような基盤があったから困難な闘いをも乗り越ってこれたものと思います。争議解決をした今、介護事業に関わる組合員、及びスタッフの安定した生活基盤の確立とNPOみなとの発展が求められています。介護問題は、性別に関係なく、一定の年齢に達すれば、介護する側と介護される側を体験し、人生の中でも、心労、気苦労を一度に経験するという期間に位置づけられます。介護は大変な労力を必要とします。港合同をはじめ多くの皆様の家族や、親戚、友人、知人で、介護を必要としている方が居られましたら是非当組合にご紹介いただけませんか？

NPOみなと合同ケアセンター事業は次の通りです。

▽ディサービス・・・ 自宅まで送迎し、昼食、娯楽、入浴等で過ごします

NPOみなと合同ケアセンターの特徴は、源泉かけ流しの温泉に入ることができることです。

▽訪問介護・・・ 買い物、掃除、洗濯、食事介助、医者への付き添い等、

《 介護が必要になったら シリーズ 1 》

① 申請 ② 認定調査 ③ 主治医意見書 ④ 介護認定審査会 ⑤ 要介護・要支援認定 ⑥ ケアプランの作成 ⑦ サービスの利用・・・ 認定の有効期間は、原則6か月〔更新の場合は12か月〕です。ただし、心身の状態によって24か月まで延長、3か月まで短縮される場合があります。引き続きサービスを利用する場合は、有効期間満了の日の60日前から更新申請ができます。

なお、心身の状態が変化した場合、残りの有効期間にかかわらず、いつでも状態の区分の変更申請ができます。

☆初回申請の時点から私たちが相談・代行を行ないます。

☆連絡先 NPOみなと合同ケアセンター06-6583-4880 (石原・大野)

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！